

平成 31 年度教育委員会の点検・評価について

■実施期間について

平成 31 年度教育委員会の点検・評価の対象事業は「平成 30 年度中に実施した事業」です。平成 30 年度に実施した事業は、現教育基本計画の最終年度である平成 32(2020)年度が最終目標年度とする、教育基本計画第 4 次実施計画の最初の年度になります。

年度	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
第 1 次実施計画	→									
第 2 次実施計画		→								
第 3 次実施計画						→				
第 4 次実施計画								→		

■平成 31 年度点検・評価対象事業について

教育基本計画の実施計画は、茅ヶ崎市総合計画との整合をとり、実施計画の事業区分が第 3 次実施計画では「政策的事業」「定例・定型的事業」の 2 種類に各事業を性質により分けていましたが、第 4 次実施計画では「政策的事業」「義務的事业」「一般管理事務」の 3 種類に分けることとしました。

【第 3 次実施計画】

- (1) **政策的事業**：市政の経営にあたり、戦略的な視点に立って企画・運営する事業です。公共施設や都市基盤整備などの投資的な事業、新たに開始する事業や事業内容を拡充する事業、計画の策定又は変更に関する事業、扶助費に関する事業があります。
- (2) **定例的・定型的事業**：国・県から受託している法定の事務、法律等で義務づけられている事務、市役所を運営するうえで必要な事務などです（扶助費に関する事業を除く）。



【第 4 次実施計画】

- (1) **政策的事業**：義務的事业と一般管理事務に該当しない事務事業
- (2) **義務的事业**：国や県から受託している法定の事務・市が実施することが法律で義務づけられている事務事業
- (3) **一般管理事務**：市民に直接的に財やサービスを提供しない事務事業・施設の維持管理に係る事務・内部管理事務として庶務経費のみを計上しているような事務事業

このうち、「政策的事業」には第 3 次実施計画までと同様に、指標を設けて事業の達成度を評価しますが、「義務的事业」「一般管理事務」については、指標を設定していません。

平成 31 年度教育委員会の点検・評価について

そのため、第 4 次実施計画では指標を設けている「政策的事業」の中から、さらに詳細を記載したい各施策の主な事業を各所属で選択し、掲載しました。（【茅ヶ崎市教育基本計画第 4 次実施計画】の各施策の事業一覧の●がついている事業が施策の主な事業です）

また、平成 29 年度点検・評価より様式を変更し、実施計画の「施策の主な事業」を点検・評価の対象事業として掲載することになったため、今回の平成 31 年度点検・評価（平成 30 年度実施事業）より対象事業数が変更されています。

【第 3 次実施計画】

事業区分	政策 1				政策 2			政策 3		合計
	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7	施策 8	施策 9	
政策的事業	4	4	3	30	2	5	10	4	0	62
定例・ 定型的事業	38	20	11	56	32	24	14	19	13	227
合計	42	24	14	86	34	29	24	23	13	289
	166				87			36		

施策の 主な事業	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7	施策 8	施策 9	合計
事業数	15	12	4	22	13	19	4	6	4	99



【第 4 次実施計画】

事業区分	政策 1				政策 2			政策 3		合計
	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7	施策 8	施策 9	
政策的事業	19	16	1	24	22	21	8	3	3	117
義務的事業	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3
一般管理事務	26	7	11	62	11	10	5	16	10	158
合計	45	23	12	86	33	31	14	21	13	278
	166				78			34		

施策の 主な事業	施策 1	施策 2	施策 3	施策 4	施策 5	施策 6	施策 7	施策 8	施策 9	合計
事業数	8	10	1	11	11	14	3	1	1	60

※点検・評価対象事業は、施策の主な事業からさらにその年度に実施した事業のみとなります。

（例：平成 31 年度点検・評価は、平成 30 年中に実施した事業のみ）